

労働基準法第24条第1項但書に関する労使協定書

株式会社あるてすた（以下「会社」という）と従業員代表 大貫克彦は、労働基準法第24条第1項但書に基づき、賃金控除に関して下記のとおり協定を締結する。

第1条（控除の対象）

- 1 会社は毎月末日の賃金支払の際、及び無期雇用派遣社員賃金規程およびパートタイム派遣社員及び有期雇用派遣社員賃金規定第3条の定めによる賃金支払いの際、法令等に定めるものの他、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - (1) 寮費
 - (2) 互助会会費
 - (3) 会社立替金又は社内貸付制度による返済金及び利息
 - (4) 団体生命保険・損害保険の保険料
 - (5) 会社施設の利用代金
 - (6) 従業員持株会拠出金
- 2 前項の法令等に定めるものとは、次のものをいう。
 - (1) 源泉所得税
 - (2) 住民税（市町村民税および都道府県民税）
 - (3) 雇用保険料
 - (4) 健康保険料（介護保険料を含む）
 - (5) 厚生年金保険料
 - (6) 遅刻、欠勤等に伴う控除
 - (7) 前月分の過払い賃金の精算分
 - (8) 無期雇用派遣社員就業規則およびパートタイム派遣社員及び有期雇用派遣社員就業規則第37条の減給対象分
- 3 本条1項（3）における会社立替金とは、従業員の責により発生した事故における損害を会社が立て替えた場合の事を含み、その実際に発生した損害額の範囲において、賃金支払いの際に控除して支払うことができる。

第2条（控除の時期）

前条の控除は、毎月末日の賃金支払いの際に行うことを原則とする。前条各号について未払金を残したまま従業員が死亡又は退職したときは、最終賃金支払いの際、未払金を一括で控除することができる。

なお、控除総額が本人の最終賃金支払いで控除しきれない場合には、会社は本人に対して別途請求することができることとする。

第3条（協議事項）

本協定に基づく賃金控除の取扱いに関し、運用上の疑義が生じた場合には、その都度会社と従業員代表で対応を協議し、決定する。

第4条（有効期間）

本協定の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日の1年間とする。なお、満了及び内容に変更がある場合には、会社と従業員代表が都度協議した上、再締結するものとする。

2023年 3月 27日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目17番17号

株式会社あるてすた

代表取締役 三浦 篤

従業員代表 大貫 克彦